

一般選挙，広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における開票の場所及び日時（西区）	121
○平成19年4月8日執行の広島県議会議員一般選挙，広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（西区）	121
○平成19年4月8日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における期日前投票所の設置（西区）	121
○平成19年4月8日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（西区）	121
○平成19年4月8日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時（西区）	121
○公職選挙法施行令による選挙人名簿の移替えをしない期間（安佐南区）	122
○平成19年3月24日において選挙人名簿に登録した者の氏名，住所及び生年月日を記載した書面の縦覧（安佐南区）	122
○平成19年3月29日において選挙人名簿に登録した者の氏名，住所及び生年月日を記載した書面の縦覧（安佐南区）	122
○平成19年4月8日執行予定の広島市長選挙におけるポスター掲示場の設置（安佐南区）	122
○昭和55年広島市安佐南区選挙管理委員会告示第17号による投票区の設置の告示の一部変更（安佐南区）	122
○平成19年4月8日執行の広島市長選挙における期日前投票所の設置（安佐南区）	123
○平成19年4月8日執行の広島市長選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代行すべき者の選任（安佐南区）	123
○平成19年4月8日執行の広島市長選挙における開票に関し候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじ又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上であるときのくじを行う場所及び日時（安佐南区）	123
○平成19年4月8日執行予定の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の設置（安佐南区）	123

○平成19年4月8日執行の広島県議会議員一般選挙，広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における投票所の設置（安佐南区）	124
○平成19年4月8日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における期日前投票所の設置（安佐南区）	124
○平成19年4月8日執行の広島県議会議員一般選挙，広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（安佐南区）	124
○平成19年4月8日執行の広島県議会議員一般選挙，広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（安佐南区）	124
○平成19年4月8日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時（安佐南区）	124
○平成19年4月8日執行の広島県議会議員一般選挙，広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における開票の場所及び日時（安佐南区）	124
○平成19年4月8日執行の広島県議会議員一般選挙，広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（安佐南区）	125
○平成19年4月8日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における開票に関し候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじ又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上であるときのくじを行う場所及び日時（安佐南区）	125
○公職選挙法施行令による選挙人名簿の移替えをしない期間（安佐北区）	125
○平成19年3月24日において選挙人名簿に登録した者の氏名，住所及び生年月日を記載した書面の縦覧（安佐北区）	125
○平成19年3月29日において選挙人名簿に登録した者の氏名，住所及び生年月日を記載した書面の縦覧（安佐北区）	125
○平成19年4月8日執行予定の広島市長選挙におけるポスター掲示場の設置（安佐北区）	126

○平成 19 年 4 月 8 日執行の広島市長選挙における期日前投票所の設置（安佐北区）	126
○平成 19 年 4 月 8 日執行の広島市長選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代行すべき者の選任（安佐北区）	126
○平成 19 年 4 月 8 日執行の広島市長選挙における開票に関し候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が 10 人を超えるときのくじ又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが 3 人以上であるときのくじを行う場所及び日時（安佐北区）	126
○平成 19 年 4 月 8 日執行予定の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の設置（安佐北区）	126
○平成 19 年 4 月 8 日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における投票所の設置（安佐北区）	126
○平成 19 年 4 月 8 日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における期日前投票所の設置（安佐北区）	126
○平成 19 年 4 月 8 日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（安佐北区）	127
○平成 19 年 4 月 8 日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（安佐北区）	127
○平成 19 年 4 月 8 日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時（安佐北区）	127
○平成 19 年 4 月 8 日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における開票の場所及び日時（安佐北区）	127
○平成 19 年 4 月 8 日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（安佐北区）	127
○平成 19 年 4 月 8 日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における開票に関し候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が 10 人を超えると	

きのくじ又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが 3 人以上であるときのくじを行う場所及び日時（安佐北区）	128
○平成 19 年 4 月 8 日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における期日前投票所の投票管理者の辞任に伴う新たな選任（安佐北区）	128
○選挙人名簿から抹消した者（安芸区）	128
○公職選挙法施行令による選挙人名簿の移替えをしない期間（安芸区）	128
○平成 19 年 3 月 24 日において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧（安芸区）	128
○平成 19 年 4 月 8 日執行予定の広島市長選挙におけるポスター掲示場の設置（安芸区）	128
○平成 19 年 4 月 8 日執行の広島市長選挙における期日前投票所の設置（安芸区）	129
○平成 19 年 4 月 8 日執行の広島市長選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代行すべき者の選任（安芸区）	129
○平成 19 年 4 月 8 日執行の広島市長選挙における開票に関し候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が 10 人を超えるときのくじ又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが 3 人以上であるときのくじを行う場所及び日時（安芸区）	129
○平成 19 年 3 月 29 日において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧（安芸区）	129
○平成 19 年 4 月 8 日執行予定の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の設置（安芸区）	129
○平成 19 年 4 月 8 日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における投票所の設置（安芸区）	129
○平成 19 年 4 月 8 日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における期日前投票所の設置（安芸区）	129
○平成 19 年 4 月 8 日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（安芸区）	130
○平成 19 年 4 月 8 日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広	

島市長選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（安芸区）	130	におけるポスター掲示場の設置（佐伯区）	132
○平成19年4月8日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時（安芸区）	130	○平成19年4月8日執行の広島県議会議員一般選挙，広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における投票所の設置（佐伯区）	132
○平成19年4月8日執行の広島県議会議員一般選挙，広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における開票の場所及び日時（安芸区）	130	○平成19年4月8日執行の広島県議会議員一般選挙，広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における投票所を閉じる時刻の繰上げ（佐伯区）	132
○平成19年4月8日執行の広島県議会議員一般選挙，広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（安芸区）	130	○平成19年4月8日執行の広島県議会議員一般選挙，広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（佐伯区）	132
○平成19年4月8日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における開票に関し候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときにくじ又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上であるときにくじを行う場所及び日時（安芸区）	131	○平成19年4月8日執行の広島県議会議員一般選挙，広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（佐伯区）	132
○公職選挙法施行令による選挙人名簿の移替えをしない期間（佐伯区）	131	○平成19年4月8日執行の広島県議会議員一般選挙，広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における開票の場所及び日時（佐伯区）	133
○平成19年3月24日において選挙人名簿に登録した者の氏名，住所及び生年月日を記載した書面の縦覧（佐伯区）	131	○平成19年4月8日執行の広島県議会議員一般選挙，広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（佐伯区）	133
○平成19年4月8日執行予定の広島市長選挙におけるポスター掲示場の設置（佐伯区）	131	○平成19年4月8日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における期日前投票所の設置（佐伯区）	133
○平成19年3月29日において選挙人名簿に登録した者の氏名，住所及び生年月日を記載した書面の縦覧（佐伯区）	131	○平成19年4月8日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時（佐伯区）	133
○平成19年4月8日執行の広島市長選挙における期日前投票所の設置（佐伯区）	131	○平成19年4月8日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における開票に関し候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときにくじ又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上であるときにくじを行う場所及び日時（佐伯区）	133
○平成19年4月8日執行の広島市長選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代行すべき者の選任（佐伯区）	132	○平成19年4月8日執行の広島県議会議員一般選挙，広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における第30投票区の投票管理者のその職務を代理すべき者の変更（佐伯区）	134
○平成19年4月8日執行の広島市長選挙における開票に関し候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときにくじ又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上であるときにくじを行う場所及び日時（佐伯区）	132	○平成19年6月2日において選挙人名簿に	

登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧（佐伯区）	134
○平成19年6月2日までに新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事館の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面の縦覧（佐伯区）	134
区選管委員長告示	
○平成19年4月8日執行の広島市長選挙における不在者投票の投票記載場所（中区）	134
○平成19年4月8日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における不在者投票の投票記載場所（中区）	134
○平成19年4月8日執行の広島市長選挙における不在者投票の投票記載場所（東区）	134
○平成19年4月8日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における不在者投票の投票記載場所（東区）	134
○平成19年4月8日執行の広島市長選挙における不在者投票の投票記載場所（南区）	135
○平成19年4月8日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における不在者投票の投票記載場所（南区）	135
○平成19年4月8日執行の広島市長選挙における不在者投票の投票記載場所（西区）	135
○平成19年4月8日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における不在者投票の投票記載場所（西区）	135
○平成19年4月8日執行の広島市長選挙における不在者投票の投票記載場所（安佐南区）	135
○平成19年4月8日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における不在者投票の投票記載場所（安佐南区）	135
○平成19年4月8日執行の広島市長選挙における不在者投票の投票記載場所（安佐北区）	136
○平成19年4月8日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における不在者投票の投票記載場所（安佐北区）	136
○平成19年4月8日執行の広島市長選挙における不在者投票の投票記載場所（安芸区）	136
○平成19年4月8日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における不在者投票の投票記載場所（安芸区）	136
○平成19年4月8日執行の広島市長選挙における不在者投票の投票記載場所（佐伯	

区）	136
○平成19年4月8日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における不在者投票の投票記載場所（佐伯区）	136
人事委員会規則	
○初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則（第7号）	137
教育委員会規則	
○広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則（第12号）	137
教育委員会告示	
○広島市教育委員会（定例会）の開催	138
○広島市教育委員会（定例会）の議題の一部変更	138
水道局規程	
○広島市水道局文書規程の一部を改正する規程（第1号）	139
○広島市水道局契約規程の一部を改正する規程（第2号）	139
○広島市水道局職務権限規程の一部を改正する規程（第3号）	139
○広島市水道局職員の職名に関する規程の一部を改正する規程（第4号）	141
○広島市水道局職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程（第5号）	141
○広島市水道局就業規則等の一部を改正する規程（第6号）	141
○広島市水道局安全衛生管理規程及び広島市水道局安全衛生委員会規程の一部を改正する規程（第7号）	142
病院事業局規程	
○広島市病院事業局就業規則の一部を改正する規程（第1号）	142
○広島市病院事業局病院内取締規程の一部を改正する規程（第2号）	143
○広島市病院事業局職員の給与等の支払に関する規程の一部を改正する規程（第3号）	143
○広島市病院事業局舟入院看護師宿舎管理規程の一部を改正する規程（第4号）	143
○広島市病院事業局事務分掌規程の一部を改正する規程（第5号）	143
○広島市病院事業局就業規則の一部を改正する規程（第6号）	143
○広島市病院事業局職員の当直手当の額を定める規程の一部を改正する規程（第7号）	144
○広島市病院事業局職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程（第8号）	144

○広島市病院事業局職務権限規程の一部を改正する規程（第9号）	144
○広島市病院事業局職員住宅貸与規程の一部を改正する規程（第10号）	144
○広島市病院事業局職員の職名に関する規程の一部を改正する規程（第11号）	145
正 誤	

規 則

広島市規則第56号

平成19年4月13日

広島市沼田原垣内地区土地改良事業評価委員会等設置条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

広島市長 秋 葉 忠 利

広島市沼田原垣内地区土地改良事業評価委員会等設置条例の施行期日を定める規則

広島市沼田原垣内地区土地改良事業評価委員会等設置条例（平成19年広島市条例第8号）の施行期日は、平成19年5月1日とする。

広島市規則第57号

平成19年4月13日

一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 秋 葉 忠 利

一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

一般職の職員の給与に関する条例施行規則（昭和26年3月30日広島市規則第93号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1種の項中

「	1 局長		1 局長	に改
	2 区長	を	2 会計管理者	
	3 大学の事務局長		3 区長	
			4 大学の事務局長	」

める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

広島市規則第58号

平成19年4月20日

広島市事務組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 秋 葉 忠 利

広島市事務組織規則の一部を改正する規則

広島市事務組織規則（昭和55年広島市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「会計室」を「市長室及び会計室」に、「精神保健福祉室及び産学官技術振興室」を「総合リハビリテーションセンター開設準備室及び精神保健福祉室」に改める。

第4条第1項中「行政改革推進係」を「市長室」に改める。

「育成係」を「育成係 総合リハビリテーションセンター開設準備室」に改める。

「水質係」を「水質係 資源・エネルギー・温暖化対策部」に改める。

「金融係」を「金融係 産業振興部」に改め、「土砂埋立産学官技術振興室」を「土砂埋立産学官技術振興課」に改める。

「都心活性化推進課指導係」を削り、「都心活性化推進課」を「都心再開発部 新球場建設部」に改める。

「第二審査係」を「第二審査係 土砂埋立指導係」に改め、「保全係」を削る。

第5条第2項中「秘書課」を「市長室秘書課」に改め、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 室の庶務に関すること。

第5条第3項中「広報課」を「市長室広報課」に改める。

第8条第8項第2号中「国際的な人権問題」を「多文化共生」に改める。

第9条第4項第11号中「課」の右に「総合リハビリテーションセンター開設準備室」を加え、同条中第12項を第13項とし、第5項から第11項までを1項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の1項を加える。

5 総合リハビリテーションセンター開設準備室の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 総合リハビリテーションセンター開設準備に関すること。

第11条第1項第2号中「及び地球環境問題」を削り、同項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を削り、第6号を第4号とし、第7号から第13号までを2号ずつ繰り上げ、同条中第7項を第8項とし、第3項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 資源・エネルギー・温暖化対策部の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 地球環境問題に係る企画及び調整に関すること。

(2) 地球温暖化対策に関すること。

(3) 環境保全思想の啓発及び普及に関すること。

(4) 固形状一般廃棄物の減量化及び資源化に関すること。

(5) 部の庶務に関すること。

第12条第1項第1号中「振興」の右に「及び国内における経済交流施策」を加え、同項第6号中「こと」の右に「（産業振興部産学官技術振興課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同項第21号中「及び産学官技術振興室」を削り、同条を同項第23号とし、同項第20号を同項第22号とし、同項第19号中「中央卸売市場、競輪事務局、工業技術センター及び」を削り、「計量検査所」の右に「及び競輪事務局」を加え、同条を同項第21号と改める。